

6. 自立生活支援の実践について

(1) ケースワーカーの役割

①母子世帯の現状把握

- 各ケースワーカーが平成16年7月1日現在で担当している全母子世帯について、それぞれのおかれている状況（過去の職歴・居住地・離婚の経緯、抱えている病気・障害・家庭問題、現在の就労先の待遇・将来希望する職種）についてより詳細に確認する作業を行った。
- 選定にあたっては、家庭訪問や電話等何らかの形で本人と接触し、現在の生活状況に隠された問題がないか把握するとともに、新たに自立阻害要因がないかについてもつぶさに観察した。従来のケースワークの中で実践してきた生活状況確認業務にとどまることなく、より一層各母子世帯の置かれている問題点に踏み込み、多面的・総合的に生活環境を把握することに努めた。

②自立阻害要因等の分析およびケースの選定

- 各母子世帯の現状把握により浮き彫りにされた自立阻害要因等を分析し、項目別に分類したうえで、その中から一定の割合で自立生活支援ケースを選定し、各ケースの処遇方針について課長・課長補佐・査察指導員とともに再検討し、処遇方針を樹立した。

③処遇方針に基づく支援

- 検討した処遇方針に従い、改めて選定ケースの家庭訪問を行った。今後当所から提供される支援について紹介するとともに、被保護者の要望や将来のビジョンなど詳細に聴取し、ともに自立に向けて努力していくという方向性を確認した。
- また、ハローワークへの同行訪問、被保護者からの要望があった場合はヘルパー資格取得の支援、子育てに悩みがある場合は子育て支援課等他課関係機関と連携を取り不安を解消する努力をした。

④自立生活支援に向けた取組み

- 就労支援を行う被保護者には、キャリアカウンセラー・就労支援員との間を取り持ち、協力・信頼関係を築き、援助体制を強化した。中には、ハローワークへの同行を6回繰り返し、就労に至ったケースもある。
- 一方で、病状悪化により就労支援に進めなかった被保護者に対しては、療養専念を指導した。
- その上で、被保護者が自立意欲を保ち続けることが出来るよう、何度も家庭訪問したり、電話したりするなど根気強く接し、励まし勇気づけ、生活保護制度への依存心を少しでも軽減できるよう支援を継続した。

(2) キャリアカウンセラーの役割

① キャリアカウンセラーへの委託

- ・ 臨床心理士としても、キャリアカウンセラーとしても十分な経験と実績を持ち、生活保護制度にも理解を持っている専門家に、週に1回の来庁によるカウンセリングを委託した。なお、就労支援員もここに同席し、検査等の補助に従事した。

② 主な取組み

a) カウンセリングの実施

- ・ 就労経験が少ない人、正規職員として働いた経験のない人、職を転々と変わる人、なかなか職が決まらない人などで特に「自分の能力・適職等が分からずい人」を中心としてカウンセリングを実施し病歴、職歴や家族の問題、就労に対する考え方等を聴取した。

b) 各種検査の実施

- ・ キャリアカウンセラーの判断により、必要に応じて「Y G 性格検査」、「M I 職業興味チェックリスト」、手先の器用さを判定する「G A T B 器具検査」、能力を判定する「G A T B 紙筆検査」等を実施した。

c) 実施状況

- ・ 面接カウンセリングの実施：9名、面接の実施：18件、検査の実施：7件

③ 取組みの効果

- ・ カウンセリングを受けることで、就労意欲の向上および、自分の能力・性格等を明確にするといった効果が得られた。
- ・ また、カウンセリング等に、就労支援員が同席することによりカウンセリングの結果を踏まえて、次のステップとしての就労支援を行なえるという相乗効果も得られた。以上より、カウンセリングと就労支援の一体的な実施が非常に重要であることが明らかになった。
- ・ 他方、カウンセリングにより心の悩みや家庭の問題が明らかになった場合は、即、就労支援を実施するのではなく、それぞれの問題解決に向けての支援を優先した。カウンセリングにより課題が明らかになっているため、ケースワーカー、査察指導員も含めて組織的な判断を行うことが可能であり、処遇・就労支援においては自信を持って対応できるようになった。

(3) 就労支援員の役割

① 就労支援員の配置

- 就労支援員 2 名を配置。具体的には求職者、転職・増収が必要な者、カウンセリングを受けた者等の面接および就労に向けてさらに具体的な職業をイメージした職業相談、社会人としての身だしなみ、面接の受け方、履歴書の書き方やハローワークで求職をする場合の一般的な説明等の実施後、ハローワークへ同行訪問を行うなどの一連の就労支援事業を委託した。

② 主な取組み

a) ハローワークの訪問

- 就労支援員は頻繁にハローワークを訪問しており、そこでの人間関係、ネットワークが構築されている。同行する被保護者も安心して、自分に適した求人票を選び、ハローワーク職員と面談し、順調にいけば企業面接に必要となる紹介状をもらうといったハローワークでの求職の方法を理解することができた。

b) ハローワークを活用した情報収集

- 就労支援員は、資格取得のための講座情報や本人に適した職業の情報等の収集を精力的に行った。

c) 実施状況

- 就労面接：22 人、面接の実施：35 件、ハローワーク同行：22 件、会社訪問・面接：10 件、(内、就労開始：5 件)

③ 取組みの効果

- 就労支援体制が確立したのでケースワーカー、査察指導員、組織全体として、自信と責任を持って就労指導することができるようになった。
- 被保護者にとって、これまで活用方法がわからなかったハローワークも、より身近なものとして感じることができるようになった。
- また、被保護者だけでなく、ケースワーカーもハローワークへ同行することで、求職活動に関するノウハウを習得することができるようになり、ケースワーカーの能力アップにも役立っている。
- 上記の通り、一定の成果が得られているが、以下のような問題解決が今後の課題となっている。

- | |
|---|
| (i) カウンセリングも含めて面接日やハローワーク訪問日を決めていても、被保護者よりキャンセルされることが多い。 |
| (ii) ハローワークの活用について、最初の 1 回は就労支援員が同行するが、その後は自分ひとりでの活動を希望し、なかなか進展しないケースが多い。 |

(4) 検討会の役割

① 検討会における助言等

- ・ 自立についての支援のあり方
 - ・ 保護を受給していない母子世帯の現状・就労実態・子育てについて
 - ・ ケース処遇における親子に対する支援の重要性
 - ・ ケース処遇における病気や子育て等における地域の見守りの重要性
 - ・ 地域における関係諸機関・団体等との連携、協力の重要性
 - ・ ケースでそれぞれの時期に応じた支援のあり方についての検討の重要性
- 上記のほか、多方面からの助言を受けた。

② 検討会開催の効果

- ・ 外部の評価を加えながら各ケースに対して意見を交わす機会はこれまでに無く、ケースワーカーにとっては良い刺激となった。
- ・ 就労支援に対しての視野を広げることができる良い機会であり、また、保護に甘んじることなく就労意欲と人生目標を持って自立を目指すことの重要性に対する指摘を受けたほか、向上心を持ち続けるという人間の尊厳を見直す機会にもなった。

(5) 実践の結果

①就職が決定した世帯:24世帯

a)資格取得等のうちに就職した世帯:3世帯

b)ハローワーク又は地域就労コーディネータにより就労した世帯:7世帯

c)その他の特徴

- 身分は大部分の人がパートである。
- 24世帯のうち16世帯は保護開始日が平成14年以後と保護期間が比較的短い。
- 就職したが、その後解雇された世帯が1世帯ある。

No	類型	月収	身分	求職方法	就労支援	備考	保護開始日
2	B 1	106,000	パート	知人の紹介	無	—	H15・8月
7	B 1	92,000	パート	職安	有	—	H8・11月
9	B 1	不明	パート	求人広告	無	結婚廃止	H15・9月
10	B 1	不明	正職	知人の紹介	有	3月より就労	H11・7月
11	B 1	24,000	登録	地域就労	無	ハラ-2級取得	H13・4月
13	B 1	76,000	パート	職安	無	※解雇	H16・2月
14	B 1	不明	パート	職安	無	他市転出	H16・2月
15	B 1	77,000	パート	求人広告	無	—	H13・11月
16	C 1	61,000	パート	求人広告	有	—	H15・11月
18	B 1	113,000	パート	インターネット	無	—	H15・9月
19	B 1	54,000	パート	知人の紹介	無	—	H14・12月
20	C 2	19,000	パート	求人広告	無	長男	H11・4月
21	B 1	98,000	—	職訓校	無	ハラ-2級	H16・2月
25	B 1	89,000	パート	求人広告	無	—	H15・5月
26	B 1	100,000	パート	求人広告	無	—	H14・10月
27	B 1	72,000	パート	求人広告	無	—	H15・6月
28	B 1	146,000	正職	職安	有	—	H16・6月
29	B 1	63,000	パート	求人広告	無	—	H13・8月
31	B 2	不明	不明	不明	無	他市転出	H15・12月
32	B 1	170,000	正職	職安	無	簿記習得	H16・6月
38	B 1	43,000	パート	以前の職場	無	—	H8・1月
40	B 1	40,000	パート	地域就労	無	—	H12・11月
52	B 1	77,000	パート	知人の紹介	無	—	H14・5月
53	B 2	50,000	パート	知人の紹介	無	—	H15・7月

②転職した世帯：3世帯

a)ハローワークにより転職した世帯：2世帯

b)その他の特徴

- 3世帯のうち2世帯は保護開始日が平成14年以後と、保護期間が比較的短い。

No	類型	月収	身分	求職方法	就労支援	備考	保護開始日
36	A 2	不明	パート	求人広告	有	一	H 9・6月
46	A 1	100,000	パート	職安	有	一	H 14・3月
47	A 2	90,000	パート	職安	有	※解雇	H 14・3月

③增收した世帯：4世帯

- 4世帯とも20,000円以上の增收である。

No	類型	月収	身分	求職方法	就労支援	備考	保護開始日
5	A 2	8,000	パート	一	有	39,000増収	H 13・9月
8	A 2	96,000	パート	一	有	21,000増収	H 14・11月
33	A 2	100,000	パート	一	有	60,000増収	H 8・12月
49	A 2	70,000	歩合	知人の紹介	有	20,000増収	H 11・12月

④廃止となった世帯：5世帯

- 5世帯のうち4世帯は就職した世帯と重複している。

No	類型	廃止内容	備考
1	A 2	他市転出	一
9	B 1	結婚廃止	就職
14	B 1	他市の母宅へ転出	就職
31	B 2	父の居住する他市へ転出	就職
33	A 2	両親と同居により廃止	增收

⑤平成17年4月以後自立見込み世帯：4世帯

No	類型	自立要因
3	C 1	子の高校卒業による
12	A 1	子の高校卒業による
17	A 1	子の高校卒業による
45	A 1	子の高校卒業による

⑥処遇方針を見直した世帯：7世帯

No	類型	処遇変更
4	B 3	自宅にて療養専念
6	C 1	自宅にて療養専念
22	B 1	心のカウンセリングと通院指導
23	C 1	自宅にて療養専念
30	C 2	ストーカー対策のため他市転出
41	B 11	子の多動障害の為、子育て優先
43	C 2	自宅にて療養専念

⑦カウンセリングと就労支援を継続する世帯：12世帯

- ・ 就労支援世帯も必要に応じてカウンセリングを行なう。
- ・ No. 13 は就職、No. 47 は転職と重複

No	類型	支援内容
13	B 1	就労支援継続（再就職）
24	B 2	子の問題に関するカウンセリングと就労支援
34	B 3	子の高校進学後、就労支援
35	B 1	就労支援継続（内職から転職）
37	A 2	転職支援（生保外交員から転職）
39	A 2	カウンセリングと転職支援継続
42	A 2	地域で子育て、見守り、転職等支援継続
44	C 1	就労支援継続と長男への支援
47	A 2	転職等支援継続（再就職）
48	A 2	転職支援
50	A 2	幼稚園卒園後就労支援
51	B 1	転職支援

(6) 実践の効果

①被保護者の意識変化

- これまで積極的な求職活動を行っていなかった被保護者においても自立生活支援ケースに選定されたことをきっかけとして、本人が自発的に仕事を見つけてくるなど、被保護者の自立に向けての意識変化といった効果が得られた。

②自立生活支援に対するアプローチ体制の構築

- これまで、自立生活支援に向けた処遇方針の検討は、ケースワーカーひとりで抱え込むことが多く行き詰まりやすい状況にあったが、就労支援員、キャリアカウンセラーとの連携により、自立生活支援のアプローチ体制が構築された。

③検討会の開催によるケースワーカーの資質の向上

- 検討会を設置し、ケース処遇について外部の意見を取り入れることができるようにになり、ケースワーカーの業務に対する意識も高揚した。また、さまざまな角度からケースの処遇方針について検討することが可能になり、支援のバリエーションが増えている。
- 検討会はケースワーカーの資質の向上に資する場として非常に有効であった。

④経済効果（1月末までの成果にもとづく半年間の経費削減効果の見込み）

- 1月末時点の成果をもとに試算した結果、10%程度の経費削減効果があると予想される。
- 自立生活支援事業によって、就職 24 世帯、転職 3 世帯、増収 4 世帯、自立廃止 5 世帯（内、就職・増収と 4 世帯重複）であり、4月以降の自立廃止見込み 4 世帯等の成果を中長期的に見ると、今後さらに大きな経済的効果がもたらされると考えられる。

H16.10～H17.3までの6ヶ月間の経費

① 53 ケース扶助支給見込総額	51,245,166 円
② 経費削減見込み金額	5,276,687 円
勤労収入増加額	3,389,997 円
就職転出による廃止に伴い不要となった扶助金額	1,886,690 円

H16.10～H17.3までの6ヶ月間の経費削減効果試算

H16.10～H17.3までの6ヶ月間の経費削減率（②/①）	=	削減率（%）
5,276,687 円（②） ÷ 51,245,166 円（①）	=	10.3（%）

7. 自立生活支援事業を通して

(1) 取組みにあたって

①本事業における自立生活支援とは

- ・ 当初は、本事業のケースに選定されたことで「保護を廃止されるのではないか」との被保護者の不安の声も聞かれたが、査察指導員とケースワーカーにより「自立に向けた就労の大切さ、就労のノウハウの習得、自分の能力・適職を知ることの重要性」を説明し、また、福祉事務所としても本事業の重要性を理解し、被保護者においても必ず理解されることを信じて、あせらず気長に、また、徐々に理解を広げていった。
- ・ 平成16年6月から内部的な準備に取組み、10月からはキャリアカウンセラーと就労支援員を配置して自立生活支援の一環としての就労支援を本格的にスタートさせた。

②留意事項

- ・ 事業開始当初の10月中は福祉事務所の思いが被保護者にうまく伝わらず、就労支援員との面接やカウンセリング、ハローワーク訪問の約束をしていても当日になって、「子供が病気」「調子が悪い」等の理由でキャンセルされるケースが続出した。就労支援を成功させる条件として、被保護者・担当ケースワーカー・就労支援員・キャリアカウンセラー4者の信頼関係を深めることが、重要であり、今後の取組みにおいても信頼関係の構築が重要となる。
- ・ 本市の場合は、現時点においてハローワークの紹介による就職よりも個人で就職先を探してくるケースの方が圧倒的に多い。その場合、社会保障面、賃金面で条件のよくない就労先が多く見られる。ハローワークにおいて就労支援員の援助を受けることにより条件の良い就職先を見つけられる可能性が高いことからもハローワークの活用が重要であると言える。

(2) 自立生活支援により得られたこと

①八尾市の地域特性

- ・ 八尾市の特徴として、中小零細企業が多いことがあげられる。工場等も多く、就労の機会は決して少なくない本市における就労支援により得られたことは以下の通りである。

- a) 健康で、勤労意欲も普通にあり、
- b) 就労経験が浅くても、
- c) 家庭や子供等の悩みや問題が少なく仕事に集中できる条件のある者であれば、
- d) 自分に適した仕事を選択し、
- e) 企業が求めている条件に合致すれば、かなり高い確率で就職できる。

②自立生活支援で重視すべきポイント

a)自立意義の意識付け

- ・ 人生の目標や職業観が十分に育成されていない人であれば、同じ母子世帯として仕事と子育てを両立させながら自立できている人の話をケースワーカー等が意識的に被保護者に伝えるなどして、自立に向けたイメージを持ってもらう事が重要であると考える。

b)人生目標、職業観の育成

- ・ 高卒とほぼ同割合で中卒が多い(40%)。こうした人は若年期に退学、結婚、出産、離婚を経験する場合が多く、人生経験・就労経験が少ないために人生の目標や職業観の育成が十分できないまま母子世帯となっている場合が多く、自分の適性を考えることができないまま、安易に手近な職業を選ばざるをえない結果になりがちと思われる。
- ・ ただ単に就労支援すればよいと言うだけでなく、自立可能と思える人には本人の人生設計を踏まえた自立支援のための資格取得など、スキルアップ支援を行なう事が重要である。母子世帯の高校生の子に対しても、まず高校を卒業する事を支援し、その後の人生設計を踏まえた自立生活支援を行なう事が大切と考える。(今回の実践から判断すると、生活保護受給の早い時期に自立生活支援を行うことが重要であり、かつ成果につながりやすいと考えられる。)

c)就労する意義・必要性の確認

- ・ 現行生活保護制度においては、子の多い母子世帯ほど、最低生活費が高くなる。そのような世帯では、就職し一定の収入を得ることに意義を見出だすだけになりがちのように思える。自立に向けた収入アップなどを困難と思うだけで、真剣に考える必要性を実感できていない人が多いと考えられる。
- ・ また、就労先において賃金が低くても、その代わり居心地がよく、子どもや家庭の都合を優先できて融通が利く継続的就労可能な職場に安住する傾向があると考えられる。転職を希望する人が少なく、ハローワークを利用せず、求人広告で探すという傾向もその反映の一部と考えられる。

d)心と身体の健康管理

- ・ 就職してもすぐに辞める要因として本人や子の病気にあることが多い。中には深刻なケースもあるが、日常的な健康管理が十分出来ていないことが根本にあると考えられるため、健康管理の支援策を緊急の課題に入れるべきと考える。(保健師による家庭訪問の重要性)

e)就労困難者に対する個別プログラムの作成

- 就労困難者としては、本人の自覚症状だけで、客観的に病状が判断できない人が挙げられる。例えば、腰が痛いケースや喘息、更年期障害等々の病気の人、また情緒不安定や社会性に問題のある人などのほか、子の不登校・非行や親族や金銭その他の軋轢等の家庭問題がある人である。これらの阻害要因を取り除くためにはかなりの時間と支援が必要であり、具体的なプログラムをいかに作成していくかが困難な課題であり、かつ最も重要な事項である。

f)職業適性の把握

- 何度面接を受けても採用されないケースや、継続せずにすぐに辞めてしまうケースが多いのは、自分の職業適性を把握できていない可能性が高いと考えられる。

g)面接の受け方、履歴書の書き方等のノウハウの習得

- すぐに就職先を見つけることができる人がいる反面、何度面接を受けても落ちる人も多くいるが、基本的な就職スキルが身についていないためと考えられる。

h)収入の安定に向けた取組み

- ヘルパーやパソコンの教師、エステ等一定の資格やキャリアのある人でも月収が5～6万円程度と低いケースがある。その職場で増収条件を追求すると共に、上手くいかない場合は転職も含めて考える必要がある。

(3)求職活動の流れ

- 就労に結びつく求職活動として概ね以下の流れで取組みを進めることが望ましいと考えられる。
- 求職活動に取組むなかでは、求人企業面接において事前に聞いていない就労条件（例えば残業、土日の就労等）を示され、条件の食い違いで就職に至らないケースが若干あったが、その場合も以下の流れに沿って何回かハローワークを訪問することで条件にあった就職先を見つけることができると思われる。

- ①キャリアカウンセラーのカウンセリングを十分受けた後、就労支援員と面談し、仕事のイメージや適職を絞る。
- ②その上でハローワークにおいて自分にあった仕事を数社選ぶ。
- ③ハローワークの担当者との面談で「あれはできない、これもできない」といった消極的な態度でなく、出来ると思えば意欲と自信を持って積極的に対応し、紹介状を貰い、求人企業との面接予約を取り付けるよう心がける。
- ④求人企業との面接の前に、その企業に適した履歴書の書き方と面接対応支援を再度実施して望むよう心がける。

8. 平成 17 年度の課題

これまでの実践例を踏まえて以下の課題を導き出し、平成 17 年度においては 110 ケースを実践してさらに実効性のある処遇プログラムの作成に努力したいと考えている。しかし、困難な課題が多く、その困難な課題を解決するための地域における関係機関との連携体制、スタッフの確保、ボランティア組織等、社会資源の整備・活用が重要になってくると想定している。また、本市の子育て支援課が実施した母子世帯のアンケート調査との比較検討についても行っていきたい。

(1) 意識の改善

① 来庁の工夫

- ・ さまざまな改善策を実施するためには、先ず来庁させることが必要となるため、ケースワーカーは、被保護者との信頼関係をより一層築いて、自立に向けた就労支援等の必要性を認識してもらい、安心して、積極的に対応してもらえるように心がけ、来庁を促す手立てを検討していく。
- ・ 生活保護が長期化しているケースや精神的・心理的な状態に問題があるケースなどもあり、そうした場合、社会復帰への抵抗感、社会への不信感、人への不信感などが根強いことがある。臨床心理士の活用など、心の解きほぐしに時間をかけていく。

② 健康管理の意識付けと指導

- ・ 被保護者自身や子どもの健康管理についての学習を行い、具体的支援として、保健師による訪問活動も行なう必要があるが、平成 17 年度では体制が整わないので、当面は保健師との連携の機会をもち、対策について検討する。
- ・ また就労不能の診断書が出ている場合など、かかりつけの医師とも連絡を取り、内容を詳細に把握する。
- ・ 家の清潔状態や食事・栄養管理などが原因になる場合もあるため、家庭訪問などでケースワーカーは引き続き状況の把握にも留意する。

③ 自立意欲の向上

- ・ 今年度の母子自立生活支援事業の中で、被保護者が「来庁しない」ことや「約束をしてもハローワークに来ない」ことが目立った。理由として、自身の体調不良や子どもの病気を訴えているが、実際には来庁できないほどの重病であることはほとんどない。
- ・ これらることは、被保護者が心のなかで自立あるいは就労開始に対して漠然とした不安や焦燥感を抱いていることから生まれるものであり、その改善がなされない限り、来年度も繰り返されていくものと推測される。
- ・ その改善にはかなりの時間を要すると考えられるが、短期的に一定の成果を得るために、（担当ケースワーカーからの指導ではなく）被保護者自身から自立意欲を引き出すように支援していくことが重要と考える。

- 具体的には、自立あるいは就労開始後の生活をイメージできるようなパンフレットを作成・配布し、それを被保護者が読んだ上で自立計画書を提出する。そして、それに従い担当ケースワーカーと被保護者が共同で1年間のスケジュールを作成する。(キャリアカウンセリングやハローワーク訪問などの日程を、被保護者自身の手で形にする。)
- このようにすれば被保護者が仕方なしにするという感覚を払拭でき、自分の意思で日程を決めたことにより、責任感を喚起することもできる。また場合によっては新たな自立阻害要因も掘り起こすことができると考える。

(2) 就職技能の習得支援

① 外勤への自信回復（人付き合い、社会的常識等）

- 生活保護が長期化していたり、内職が長い場合など、社会的な環境からしばらく遠ざかっているため、外勤などに不安を抱くケースがある。
- 社会復帰策として、試行的に雇用するトライアル雇用制度へのチャレンジを検討してみる。
- 他法の母子家庭自立支援事業の活用も考えてみる。

② ハローワーク利用促進（パート・アルバイトから正職員へ）

- 就労を促すと、求人広告や情報誌、知人からの紹介などで就労先を見つけてくるケースが多い。この方法では、どうしてもパート・アルバイトでの就労になりがちで、時間単価が低くかつ上限があり、社会保険が無く、雇用主の都合で就労時間や期間が変えられる雇用形態での就労になってしまう。
- そのためケースワーカーが同行するなどにより、ハローワークや大阪府母子福祉センター等の利用を促進する。就労支援員の協力を得て、ハローワークの利用の仕方や被保護者が希望する職種の検索を支援することで、具体的な就職活動のイメージを形成できるようにする。
- 現状では、形態を問わずまずは就労すれば良し、後は収入の増加を目安とする支援になりやすいことから、第一段階はパート・アルバイトなどの就労、第二段階は正職員に向けた支援といった段階的な考え方などを導入し、目標を明確にもちながら支援する。

③ 面接、履歴書などの支援の充実及び希望職種・適性職種の明確化

- 求職活動において、面接や履歴書の書き方などがポイントとなる。面接などで合否が分かれる傾向がうかがえるため、自己アピールポイントなどを被保護者とともに整理し、それをアピールできるよう支援する。
- 被保護者自身が自分の希望職種を把握していないケースが多く、また希望職種と適性職種が異なるケースも多い。キャリアカウンセラーや就労支援員との連携により、被

保護者の適性職種や希望職種を明確化するための面接をより一層進める。

④技能習得・資格取得に向けた支援強化

- 専門知識や技能を得ることでステップアップした業務に就けるよう、技能習得や資格取得を仕事に優先して受講できるよう支援する。

(3)生活全体を見据えた支援

- 自立をめざすためには、人生設計や仕事のキャリアをどのように積み上げていくのか、個人ではなかなか考えが及ばないため、専門家による指導・支援が必要である。
- 子どもの不登校、非行やその他の原因で高校を中退したり、就労できなかつたりするケースが少なからず発生する。子どもへのしつけや生き方の指導が家庭内で十分できない場合もある。困難な課題であるが、子供の非行等の問題や、高校を卒業できる支援について、学校、地域と協力して検討を重ね実践していく事が重要となる。